

高山市営住宅管理条例の一部を改正する条例の概要について

1. 入居者資格に関する基準

項 目		現行	参酌基準	改正後	
入居者資格	収入基準	一般階層	158,000 円	158,000 円	(現行どおり)
		裁量階層	214,000 円	—	(現行どおり)
	裁量階層の範囲	子育て世帯	・小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯	—	・中学校を卒業するまでの者がいる世帯
		その他の世帯	・障がい者 ・戦傷病者 ・原子爆弾被爆者 ・海外引揚者 ・ハンセン病患者 ・入居者が 60 歳以上、かつ同居者が 60 歳以上又は 18 歳未満	—	(現行どおり)
		裁量階層年齢が 50 歳から 60 歳に引き上げられたことによる経過措置対象世帯	・入居者が平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上、かつ同居者が 18 歳未満又は平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上	—	(現行どおり)